平成２２年（フ）第７９８号
埼玉県所沢市宮本町１丁目７番29号
債務者　米田　直行
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０８号
埼玉県日高市大字鹿山420番地　市営住宅Ｂ―402
債務者　表　　由康
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０９号
埼玉県川越市田町14番地３　岡田荘201号室
債務者　横堀　尚美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１４号
埼玉県所沢市大字下安松754番地の18
債務者　庄司　絵梨
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３３号
埼玉県所沢市美原町３丁目2944番地の２　ワイズユウラク新所沢503
債務者　石川　浩俊
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３４号
埼玉県所沢市美原町３丁目2944番地の２　ワイズユウラク新所沢503
債務者　石川　優子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４０号
埼玉県鶴ヶ島市南町３丁目３番５―202号県営鶴ヶ島南町住宅、前住所埼玉県比企郡ときがわ町大字瀬戸元下388番地３
債務者　渡辺　健志
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４５号
埼玉県入間市大字上藤沢448番地４　アイケービル201
債務者　小酒井恵理（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目６番13―205号
債務者　井合　正夫
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５７号
埼玉県深谷市上野台3256番地21
債務者　片平さゆり（旧姓金髙）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７０号
岐阜県大垣市築捨町３丁目106番地
債務者　渡邉　周三
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
岐阜県多治見市幸町３丁目16番地の１　レオパレス幸105
債務者　佐々木やえ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８４号
岐阜県中津川市付知町10918番地
債務者　北原　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６９４号
大阪府高石市取石４丁目８番１―304号
債務者　東　　俊次
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
大阪府藤井寺市沢田２丁目８番38号
債務者　幸松　和史
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４３号
堺市堺区西湊町３丁３番32号
債務者　櫛野ひな子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１３４号
大阪府河内長野市上田町30番地の２　505号
債務者　福島　正浩
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３２８号
大阪府河内長野市南貴望ヶ丘24―13、住民票上の住所大阪府河内長野市上原町119番地の60
債務者　畠中　元代
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係